

受益者の皆様へ

2010年6月30日  
楽天投信投資顧問株式会社

**楽天グローバル・バランス(安定型／成長型／積極型)  
投資信託約款変更(予定)に関するお知らせ**

受益者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。  
また、平素は、弊社の投資信託をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、弊社では、「楽天グローバル・バランス(安定型／成長型／積極型)」(以下、「当ファンド」といいます。)につきまして、下記に記載しております重大な投資信託約款の変更を行い、平成22年8月21日より適用する予定であり、お知らせいたします。

今回の重大な投資信託約款の変更に関する詳細につきましては、同封しております別紙「投資信託約款の変更内容」をご覧ください。

なお、このお知らせは、投資信託法および投資法人に関する法律(以下、「投信法」といいます。)第30条の規定に基づき、対象となる受益者の皆様にお送りさせていただくものです。重大な投資信託約款の変更に関する法定手続きの一環となりますので、何卒ご了承くださいたくお願いいたします。

<記>

**投資信託約款の変更の対象となる投資信託**

追加型証券投資信託  
楽天グローバル・バランス(安定型／成長型／積極型)

**投資信託約款の変更に関する概要**

**A. 指定投資信託証券の変更**

現在の指定投資信託証券であるブラックロック・グループの上場投資信託から、世界各国の取引所に上場されている上場投資信託証券に拡大することを予定しています。

**B. 各資産クラスに対する基本資産配分の変更**

市場環境等の急激な変動等に対して柔軟に対応できるようにすることを目的に、各資産クラスにおける基本資産配分に一定の幅を持たせることを予定しております。

※ 上記の変更内容の詳細につきましては、同封の別紙「投資信託約款の変更内容」をご覧ください。

## 投資信託約款の変更手続きおよび変更日程

- ① 異議申立期間 平成 22 年 6 月 30 日(水)～平成 22 年 7 月 28 日(水)  
② 投資信託約款変更予定日 平成 22 年 8 月 21 日(土)

上記 6 月 30 日現在の当ファンドの投資信託約款にかかる受益者は、上記の異議申立期間中に、楽天投信投資顧問株式会社に対し、書面により、当ファンドについて投資信託約款の変更に関するご異議をお申出いただくことができます。

今回の投資信託約款の変更にご異議をお持ちでない場合には、何のお手続きも必要ございません。

- (1) 当ファンドにつき、ご異議をお申出された受益者様の受益権の合計口数が、6 月 30 日現在の受益権の総口数の 2 分の 1 を超えない場合

平成 22 年 8 月 4 日に当ファンドの投資信託約款変更の届出を行ない、予定通り平成 22 年 8 月 21 日より適用いたします。

この場合、今回の投資信託約款変更が行なわれた旨を、改めて受益者の皆様にはご通知申し上げますので、ご了承のほどお願いいたします。

- (2) 当ファンドにつき、ご異議をお申出された受益者様の受益権の合計口数が、6 月 30 日現在の受益権の総口数の 2 分の 1 を超えた場合

当ファンドについては投資信託約款の変更を行ないません。この場合、投資信託約款の変更を行なわない旨を、上記異議申立期間終了後、すみやかに公告し、当ファンドの知られたる受益者に書面にお知らせいたします。

※ 平成 22 年 6 月 30 日を過ぎて取得された受益権については、上記のご異議をお申出いただくことができませんので、ご承知おきください。

## 投資信託約款の変更に関する議決権の行使

予定しております当ファンドの投資信託約款の変更に対し、ご異議をお持ちの受益者の方は、同封の書面に必要事項をご記入いただき、楽天投信投資顧問株式会社までご返送ください。

平成 22 年 7 月 28 日(水)までに弊社に到着したものを有効とさせていただきます。

もし同封の書面をご利用いただけない場合には、以下のご記入いただくべき事項をご記入の上、以下の宛先までお送りください。

ご記入いただくべき事項

- ① ご記入日
- ② ご住所(法人の場合は、本店の所在地)
- ③ お名前(ご署名の上、ご捺印ください)  
(法人の場合は、法人名と代表者名をご記入の上、ご捺印ください)
- ④ ご連絡先電話番号
- ⑤ ファンド名 : 楽天グローバル・バランス(安定型/成長型/積極型)
- ⑥ 販売会社名、支店名、口座番号

- ⑦ 平成 22 年 6 月 30 日現在の当ファンドの保有口数
- ⑧ 当ファンドの投資信託約款の変更について反対する旨  
必ず、以下のいずれかの変更について反対するか、または両方について反対するかをご記入  
ください。

**A. 指定投資信託証券の変更**

**B. 各資産クラスに対する基本資産配分の変更**

宛先

〒140-0002 東京都品川区東品川 4-12-3  
品川シーサイド楽天ビル 23F  
楽天投信投資顧問株式会社 企画部

※ 当ファンドに関し、複数の口座をお持ちの場合には、ご異議の申し立てに該当する口座番号ならびに当ファンドの保有口数をご記入ください。販売会社が複数にわたる場合には、ご異議のお申出に該当するすべての販売会社分についてご記入ください。

(注 1) 同封の「ご異議申立書」またはそれ以外の書面への記入内容に不備がありますと、ご異議のお申出の受付ができなくなることがありますので、ご記入に際しては充分にご注意ください。

(注 2) ご異議のお申出のあった受益者様の受益権口数の確認のため、販売会社に対して照会を行なわせていただきますので、ご了承ください。なお、その際、必要がある場合には、ご本人様確認のための書類等をご提出いただくことがあります。ご提供いただいた情報は、当書面記載の手続き以外の目的には利用いたしません。

同封の議決権行使書またはそれ以外の書面にて当社にご提供いただいた個人情報、当社における当ファンドの投資信託約款の変更に関する議決権の集計に関する業務にのみ使用いたします。また、当社の個人情報保護規定に則り厳重に管理し、正当な理由なく第三者への開示、譲渡または貸与は一切いたしません。

**ご異議申し立ての受益者様の買取請求手続き**

当ファンドにつき、ご異議のお申出をされた受益者の受益権の合計口数が、6 月 30 日現在の受益権の総口数の 2 分の 1 を超えずに、投資信託約款の変更が決定した場合には、ご異議のお申出をされた受益者様は、以下の手続きにより、自己の有する受益権につき、販売会社を通じて受託会社に対し、投資信託財産をもって買取を請求できます。

買取請求の手続きについては、ご異議のお申出をされた受益者様に対してあらためてご案内させていただきます。

ご異議のお申出をされた受益者様が、必ず買取請求をしなければならないわけではありません。

また、異議申出期間中・買取請求期間中ともに、販売会社において、通常通り、当ファンドのご購入およびご解約のお申込みを受付けております。ただし、以下の手続きにしたがって買取請求をされた受益

お客様の受益権につきましては、通常の解約のお申込みを行なうことができなくなりますので、ご注意ください。

#### 買取請求の手続き

- ① 買取請求期間 平成 22 年 8 月 9 日から平成 22 年 8 月 13 日まで（受託会社処理分）
- ② 弊社よりご異議申し立ての受益者に対し「買取請求のご案内」を発送
- ③（買取請求を行なう場合）買取請求必要書類のご記入
- ④ 受益権を保有していただいている販売会社への買取請求必要書類のご提出
- ⑤ 販売会社から受託会社への買取請求必要書類の送付
- ⑥ 受託会社での買取請求必要書類の受理および当該信託財産による買取の実行
- ⑦ 受託会社から受益者様のご指定口座への買取代金のお振込

上記の買取請求は、当該投資信託約款の変更に対しご異議のお申出をされた受益者が受託会社に対して行なうものであり、販売会社に対して行なうものではありません（※1）。

買取価額は、当該受益権が有する公正な価額として、受託会社が買取請求必要書類を受理した日の解約価額となり、受益者様において、買取請求にかかる解約価額が適用される日をご指定いただくことはできません。なお、上記のような諸般の手続きが必要となるため、買取請求必要書類を販売会社にご提出いただいた日から買取代金のお支払いまでには、通常の解約請求によるご換金よりも日数を要する可能性がありますので、ご注意ください。

**※1** 買取請求をされる場合、所得税等の課税のほか、買取請求に伴う代金のお振込手数料や受託会社から送付される買取計算報告書類の郵送料等を買取代金から差引かせていただきますので、ご了承ください。

#### 当該投資信託約款の変更に関するお問い合わせ

当該投資信託約款の変更に関するお問い合わせは、受益権を保有していただいている販売会社または下記までお願いいたします。

楽天投信投資顧問株式会社 企画部

電話：03-6717-1900（土・日・祝日を除く9:00～17:00）

今後とも、弊社ならびに弊社の投資信託をご愛顧いただきますよう、お願い申し上げます。

以上

## 【別紙】

### 追加型証券投資信託 楽天グローバル・バランス(安定型／成長型／積極型)

#### 投資信託約款の変更内容ならびに変更理由

##### 投資信託約款変更の理由

今回の投資信託約款の変更は、当ファンドの特性を継続しつつ、以下のような対応を行なうことにより市場環境等の変化に合わせた機動的な運用を確保し、同一資産クラス内での割安度が高い投資信託証券への投資、ならびに、市場動向等による機動的な資産配分の変更を可能にすることにより、投資信託財産の運用成果の一層の向上を図るものです。

- 現在の指定投資信託証券であるブラックロック・グループの上場投資信託に限定せず、世界各国の取引所に上場している上場投資信託(ブラックロック・グループの上場投資信託を含む。)に投資を行なうことができるようにすること
- 資産配分に一定の幅をもたせること

##### 投資信託約款の変更内容

変更箇所には、\_\_\_\_\_ (下線)を入れております。

#### A. 指定投資信託証券の変更

##### 変更内容

運用の基本方針

#### 2. 運用方法

##### (2) 投資態度

##### <変更前>

- ⑤ 指定投資信託証券は定性、定量評価等に基づき適宜見直しを行ないます。見直しに伴い、指定投資信託証券として選定されていた投資信託証券が指定投資信託証券から除外されたり、新たに追加指定される場合があります。

##### <変更後>

- ⑤ 組入れる上場投資信託証券は、指定投資信託証券から定性、定量評価等に基づき適宜見直しを行ないます。

約款附表

<変更前>

1. 運用の基本方針 2. 運用方法 (2)投資態度 ②および投資信託約款第17条第1項の「別に定める投資信託証券」とは、次の図表の通りとします。なお、「別に定める投資信託証券」は今後、追加・変更が行われることがあります。

2. 運用の基本方針 2. 運用方法 (2)投資態度 ③の「別に定める基本資産配分」とは、次の図表の通りとします。ただし、市場環境の変化等を考慮して、構成する資産クラスやその基本資産配分が将来的に変更される場合があります。

資産クラス		指定投資信託証券	基本資産配分		
			安定型	成長型	積極型
先進国株式	米国	<u>iシェアーズ S&amp;P 500 インデックス・ファンド</u>	<u>25%</u>	<u>37.5%</u>	<u>45%</u>
	世界株式 (除く米国)	<u>iシェアーズ MSCI EAFE インデックス・ファンド</u>			
新興国株式		<u>iシェアーズ MSCI エマージング・ マーケット・インデックス・ファンド</u>	<u>5%</u>	<u>7.5%</u>	<u>10%</u>
先進国債券	米国	<u>iシェアーズ・バークレイズ米国総合 (除く米国)・ファンド</u>	<u>65%</u>	<u>37.5%</u>	<u>15%</u>
	世界国債 (除く米国)	<u>iシェアーズ・S&amp;Pシティグループ 世界国債(除く米国)・ファンド</u>			
新興国債券		<u>iシェアーズ JPモルガン・ 米ドル建てエマージング・マーケット 債券ファンド</u>	<u>5%</u>	<u>7.5%</u>	<u>10%</u>
不動産投信 (REIT)		<u>iシェアーズ ダウ・ジョーンズ 米国不動産インデックス・ファンド</u>	<u>0%</u>	<u>5%</u>	<u>10%</u>
商品 (コモディティ)		<u>iシェアーズ S&amp;P GSCI™ コモディティ・インデックス・トラスト</u>	<u>0%</u>	<u>5%</u>	<u>10%</u>

<変更後>

1. 運用の基本方針 2. 運用方法 (2)投資態度 ②および投資信託約款第17条第1項の「別に定める投資信託証券」とは、以下の通りとします。

世界各国の取引所に上場されている上場投資信託証券のうち、次の図表に示されている資産クラスに該当する上場投資信託証券

2. 運用の基本方針 2. 運用方法 (2)投資態度 ③の「別に定める基本資産配分」とは、次の図表の通りとします。ただし、市場環境の変化等を考慮して、構成する資産クラスやその基本資産配分が将来的に変更される場合があります。

資産クラス		基本資産配分		
		安定型	成長型	積極型
先進国株式	米国	<u>15～35%</u>	<u>30～45%</u>	<u>40～50%</u>
	世界株式 (除く米国)			
新興国株式		<u>0～10%</u>	<u>2.5～12.5%</u>	<u>5～15%</u>
先進国債券	米国	<u>55～75%</u>	<u>30～45%</u>	<u>10～20%</u>
	世界国債 (除く米国)			
新興国債券		<u>0～10%</u>	<u>2.5～12.5%</u>	<u>5～15%</u>
不動産投信 (REIT)		0%	<u>0～10%</u>	<u>5～15%</u>
商品 (コモディティ)		0%	<u>0～10%</u>	<u>5～15%</u>